平成20年2月発行 第28号

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区地域振興部商工担当生活経済課消費者·勤労福祉担当 〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6182

一人で悩まず相談を!多重債務問題

厳しい取立てや悪質な過剰融資、高金利を背景に多重債務問題が深刻化し、現在の多重債務者は 200 万人を越えるとも言われています。東京都内の消費者センターでは、年々相談が増加し、平成 18 年度にはおよそ 8,000 件もの相談が寄せられています。

◇墨田区では

ここ数年、架空・不当請求の相談に次いで2番目に多い相談が「金融・保険サービス」に関するものです。中でも「生活が苦しく借金返済に困っている」「保証金を払ったが融資してもらえない」などの多重債務に関する相談は、18年度の消費者相談総件数1,914件中、173件ありました。また、19年度(12月まで)では、146件あり、金融・保険サービスに関する相談(207件)の70%を占めています。

◇多重債務に陥らないための心得

①自分のライフスタイルに合わせた生活設計をし、減収や不意な病気などに備えて、無理のない生活を心掛けましょう。②クレジットカードの枚数は必要最小限にし、使いすぎの防止や紛失、盗難被害を防ぎましょう。③返済のための借金はやめましょう。自転車操業に陥り、借金は膨らむばかりです。④安易に保証人にはならないようにしましょう。借金の肩代わりをする羽目になり、貸金業者から返済を強要される場合があります。⑤「借金を一本化、低金利で融資します」などの甘い言葉で誘うチラシやダイレクトメールには騙されないようにしましょう。

◇多重債務の解決方法

① 任意整理

裁判所を通さずに、弁護士や司法書士に依頼し、 利息制限法に基づいて債務整理を行います。制限 金利を超える金利で借りている場合や取引期間 が長い場合は、過払金の返還請求ができる場合が あります。

② 特定調停

裁判所に申立てをし、調停委員の斡旋により、 利息の再計算や返済方法の見直しを行います。

③ 個人再生手続き

裁判所に申立てをし、再生計画案に基づき弁済 をすれば、元本の一部が免除されます。

④ 自己破産

裁判所に申立てをし、裁判所の審理により破産 宣告を受けます。それを受け、免責の申立てをし て、決定を受ければ債務は免除されます。(※財 産がある場合は必要最低限の財産を残して、すべ て売却されます。また、破産の原因によっては免 責が許可されない場合もあります。)

◇ 相談内容に応じて窓口を紹介

すみだ消費者センターでは、相談の内容に応じて、東京弁護士会の法律相談センターや法テラス、簡易裁判所等を紹介しています。詳しくは、すみだ消費者センター(※)にお問い合わせください。※連絡先は裏面に掲載しています。

財布を紛失してしまった!!

悪用されるのが心配

健康保険証や運転免許証を紛失してしまった為、第3者によって悪用 されるのが不安だという相談が多く入っています。被害を防ぐ為に早急 な対応が必要です。



相談事例

健康保険証、運転免許証の入った財布を 紛失してしまいました。誰かが悪用してサ ラ金などで借り入れをしないかと心配です。 どうしたらいいでしょうか。

アドバイス

実際に本人が知らないうちに、第3者に 悪用されて、健康保険証や運転免許証を身 分証明として、消費者金融で借金をされた り、クレジットで商品の購入をされてしま うことがあります。

紛失した場合や盗難にあった場合

すぐに、最寄りの警察に紛失・盗難届け を出しましょう。さらに発行元に紛失・盗 難にあった事を連絡することが大切です。

紛失物	連絡先
健康保険証	発行元の健康保険組合、社 会保険事務所、市町村の窓 口、共済組合等
運転免許証	免許更新センター、警察署

悪用された場合

第3者に悪用されたとしても、本人が契約をしていないので、「そんな契約は知らない」と拒絶して、請求に応じる必要はありません。

身に覚えのない請求があった場合は、警察や消費者センターに相談してください。

本人申請制度とは

健康保険証等の紛失・盗難に遭ったこと を、下記の個人情報機関に登録することで、 第3者による借り入れ等を防ぐことができ る制度です。

- ジャパンデータバンク (消費者金融系) 0120-441-481
- ・ シー・アイ・シー (クレジット系)0120-810-414
- ・ 全国銀行個人信用情報センター(銀行系)0120-540-558
- シー・シー・ビー(訪販系・その他)0120-440-029

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相 談 日:月~土曜日

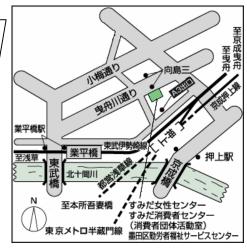
*土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間:午前9時30分~

午後4時30分

専用電話:5608-1773 *最初は電話でご相談ください

所在地:墨田区押上 2-12-7-215



交通/東武線業平橋駅、京成線・東京メトロ半蔵門線 押上駅(A3出口)から、それぞれ徒歩約5分